

道路整備の財源確保に関する意見書

道路は、活力ある地域づくり、快適な生活環境や安全で安心できる地域の実現を図る上で中核的な役割を担っており、次の世代に誇ることのできる都市づくりのために最も重要な社会基盤であります。

したがって、過疎化、少子高齢化が進む中で、人口の定住化や地域の活性化を図り、更なる地域の産業・経済の発展を期するためには、山陰自動車道などの高規格幹線道路の早期整備、国道などの緊急性の高い広域幹線道路や合併による新市の一体化を促進する地域内幹線道路および日常の生活を支える市道等の整備促進が必要不可欠であります。

しかし、政府におかれては、道路特定財源の一般財源化を含めた検討を行うこととされており、こうした動きは、受益者負担の考えに基づく道路特定財源の課税の趣旨に反するとともに、道路整備が遅れている地域の更なる遅れにつながるものであります。

よって、国におかれては、次の事項について、格段の配慮をされるよう強く要望します。

1. 道路特定財源については、受益者負担の考えに基づき、使途拡大など他の目的に転用することなく全額道路整備費に充当し、地方の道路整備を強力に推進すること。
2. 山陰自動車道や中国横断自動車道尾道松江線等、地方の遅れた高規格幹線道路を重点的に整備・促進し、一日も早い完成に努めること。
3. 道路交通網の整備は、地域の自立や個性ある街づくりに必要な最も基礎的な施設であることを十分認識し、地域の交流や特徴ある地域発展を推進するため、道路整備を効果的かつ効率的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17(2005)6月22日

出雲市議会